

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当省庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(3)地域経済活動の再生						
⑨交通、物流、情報通信						
(iii)関連 郵政事業の基本的サービスの確保	内閣官房	<p>○郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保するため、平成22年10月23日に郵政改革関連法案(郵政改革法案、日本郵政株式会社法案、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)を国会に提出。平成24年3月30日に撤回。</p> <p>○平成24年3月30日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正 公一衆議院議員外5名)が国会に提出され、同年5月8日に成立したことを受け、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(平成24年政令第201号)により、施行日を同年10月1日とした。</p>	—	—	—	<p>○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が、郵政事業の基本的サービスを利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるよう、郵便局ネットワークを維持することを確保した。</p>
(iv)関連 復興進捗状況等の正確な情報発信	内閣官房	<p>【日本語版首相官邸HP等による情報発信】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発災直後、首相官邸HPに「首相官邸災害対策」ページを開設し、災害情報や被災者支援情報を発信(平成26年4月「被災された皆さまへの支援制度情報等」に全面改訂)。また、「東電福島原発事故関連情報」ページで福島原発事故・放射能に関する情報を発信し、平成25年9月から「汚染水問題への対応」ページも開設。 2. 発災直後に、「首相官邸(災害・危機管理情報)ツイッター」を開設し、震災関連情報や復興関連情報を発信。令和元年5月現在のフォロワー数は約267万人。 3. 平成23年9月、首相官邸HPに「被災地の今」を伝える写真・メッセージを投稿いただく「私の復興便り」ページを開設し、これまでに約950枚の写真が投稿された(平成27年8月をもって募集を終了)。 4. 平成25～28年の3月11日に、首相官邸HPに総理メッセージや復興状況を紹介する特集ページを作成。 <p>【英語版及び中国語版首相官邸HP等による情報発信】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発災直後に、英語版首相官邸HPに「首相官邸災害対策」ページを開設し、関連情報を発信。 2. 発災直後に、英語版首相官邸フェイスブック及びツイッターを開設し、関連情報を発信(現在、両アカウントとも通常のコンテンツの発信手段として使用)。 3. 平成26年3月11日、復興の情報を基に作成した復興の進捗状況を簡潔にまとめた資料を英語版首相官邸HPで発信。 4. 平成24年2月、中国語版首相官邸HPを開設し、同HP内に中国語の震災復興ページを設置。 5. 平成25年9月、英語版首相官邸HPに福島第一原発の汚染水問題に係る特設ページを設置。関係府省庁の関連ページへのリンクをまとめるとともに、汚染水対策についての英文ファクトシートを作成・更新し、日本にいる外国プレス等に対して発信。 6. 平成25～31年3月11日の総理メッセージ等を紹介する特集ページを作成・更新。汚染水問題に関するページと共に定期的に更新を実施。 <p>【被災地に向けた情報発信】</p> <p>被災者に直接お渡しする情報発信として、①各府省の震災関連情報をまとめた「壁新聞」の発行(～平成23年7月)、②復興に係る政府からの最新情報をまとめた「ニュースレター」の発行(～平成24年6月)、③支援制度情報等をまとめた「生活再建ハンドブック」等の発行(～平成24年5月)を実施。なお、実施にあたり、障害のある方のため音声コードの掲載や照会先FAX番号の併記に努めた。</p>	<p>○引き続き、復興庁を始めとする関係府省庁と連携しつつ、首相官邸HPを通じた情報発信を推進。</p>	—	<p>○引き続き、復興庁を始めとする関係府省庁と連携しつつ、首相官邸HPを通じた情報発信を推進。</p>	<p>○期待される効果 国内外から、復興庁を始めとする関係府省庁の一次情報に容易にアクセスできることで、復興の進捗状況等を迅速かつ正確に理解し、復興への機運が継続的に醸成される効果が期待される。</p>

<p>(iiへ関連) 物資調達の効率化</p>	<p>内閣府</p>	<p>○大規模災害発生時の支援物資供給について、円滑かつ確実に実施するための仕組みを構築するため、関係機関、民間事業者を交え、物資供給情報の共有方法について検討を行った。 ○平成28年度は、訓練に参加した各機関からの意見・要望を踏まえ、国と都道府県において物資調達や輸送状況を共有するためのシステムを開発し、12月から運用を開始した。 ○平成29年度は、南海トラフ地震や首都直下地震の具体計画検証訓練を実施し、実効性の向上を図った。 ○平成30年度は、南海トラフ地震を想定した政府と地方自治体の共同訓練等において、非常災害時における物資の供給が円滑に行われるようシステムを活用した訓練を行った。平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震において実際に災害対応をされた自治体、関係省庁に対しヒアリングを実施し政府の物資支援について課題抽出を行った。</p>	<p>○引き続き、物資調達・輸送調整等支援システムの運用訓練を、南海トラフ地震や首都直下地震の具体計画検証訓練に組み込み、実効性の向上を図る。 ○今年度は、国・都道府県・区市町村・避難所等の各関係機関間で物資支援に関する情報を共有し、支援物資のより迅速かつ効率的な調達・輸送等を行うため、現在運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」の機能強化、システムの再構築に着手し、設計・開発を完了する。再構築完了後のシステムについて、関係省庁・自治体に周知するとともに、訓練等を実施して実効性向上を図る。</p>	<p>・総合防災情報システムの整備経費(290百万円)の内数【一般会計】</p>	<p>○引き続き、物資調達・輸送調整等支援システムの運用訓練を、南海トラフ地震や首都直下地震の具体計画検証訓練に組み込み、実効性の向上を図る。 ○再構築後のシステムについて運用を開始し、関係省庁・自治体に周知し、実効性向上を図る。システム再構築後も、引き続き物資の供給がより円滑に行われるよう訓練や実際の災害対応から課題を抽出し、手順の見直しを行う。</p>	<p>○物資調達・供給の仕組み強化による、被災地への円滑かつ確実な支援物資の供給が可能となる。</p>
<p>(iiり関連) 災害に備えた交通安全施設等の整備</p>	<p>警察庁</p>	<p>(信号機電源付加装置の整備等) 【再掲 5(1)②(ii)】 (交通管制システムの高度化) ○平成30年度まで、都道府県公安委員会が交通情報を適切に提供するための交通管制システムの高度化を強力に推進した。</p>	<p>(信号機電源付加装置の整備等) 【再掲 5(1)②(ii)】 (交通管制システムの高度化) ○交通管制システムの高度化を強力に推進する。</p>	<p>・交通安全施設等整備事業に要する経費362百万円の内数【平成30年度補正予算】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費18,892百万円の内数【令和元年度予算(一般会計)】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費295百万円【令和元年度予算(復興特会)】</p>	<p>(信号機電源付加装置の整備等) 【再掲 5(1)②(ii)】 (交通管制システムの高度化) ○交通管制システムの高度化を強力に推進する。</p>	<p>○災害時における道路交通の混乱を最小限に抑えるとともに、信号の制御や交通情報の提供により交通の流れを整序化することにより、災害に強い交通・物流網の構築に資する。</p>
<p>(iii関連) 情報通信技術の利活用推進について①</p>	<p>総務省</p>	<p>○建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などをICカードで管理する就労履歴管理システムについて、平成23年度は、宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。平成24年度は、福島市に対し、除染業務に就労履歴管理システムを導入するための費用の一部を補助。これらの取組によって、集中復興期間における就労者の労働環境の改善を図った。</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>

<p>(iii 関連) 情報通信技術の 利活用促進につ いて②</p>	<p>総務省</p>	<p>セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施した。</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>
<p>(iii 関連) 情報通信基盤の 復旧、復興等の環 境整備について</p>	<p>総務省</p>	<p>○被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。平成30年度までに、24市町村において、33事業を実施し、25事業が完了、8事業が継続中である。 ○被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成24年度は3自治体で事業を実施)。また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備、地上テレビ放送の難視聴解消のための共聴施設等や地上ラジオ放送の中継用の施設及び設備等、公共施設等情報通信環境についての復興に必要な通信・放送基盤の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成25年度は12自治体、平成26年度は15自治体、平成27年度は15自治体、平成28年度は8自治体、平成29年度は9自治体及び平成30年度は6自治体において事業を実施)。</p>	<p>○被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を引き続き実施する。 ○高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上テレビ放送の難視聴解消のための共聴施設等の通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。</p>	<p>・情報通信基盤災害復旧事業費補助金： ＜令和元年度当初予算＞48.3百万円【復興特会】 ・被災地域情報化推進事業(復興街づくりICT基盤整備事業)： ＜令和元年度当初予算＞55.2百万円の内数【復興特会】</p>	<p>○被災地方公共団体等が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を引き続き実施する。 ○高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備、地上テレビ放送の難視聴解消のための共聴施設や地上ラジオ放送の中継用の施設及び設備等、公共施設等情報通信環境についての復興に必要な通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。</p>	<p>○情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーションの提供や放送の受信環境の整備等が実現され、被災地域の復旧・復興の促進及び被災者の暮らしの再生につながる。</p>
<p>(iii 関連) 災害に強い情報 通信ネットワーク の構築について</p>	<p>総務省</p>	<p>○多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援。</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>	<p>平成24年度で事業終了</p>

<p>(iii 関連) 被災地域における地上デジタル放送移行への対応</p>	<p>総務省</p>	<p>○ 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ放送の終了が平成24年3月31日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等を強化し、予定どおり平成24年3月31日にデジタル放送への移行を完了。 ○ また、デジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を実施するとともに、共聴施設等の復旧を支援し、福島原発避難区域を除き、平成27年3月31日までに地上デジタル放送への完全移行を完了。 ○ 平成30年度においては、平成29年度から引き続き、福島原発避難区域において、地上放送のデジタル化に伴い、新たな難視となる世帯等に対する恒久対策を実施。</p>	<p>福島原発避難区域においては、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を引き続き実施する。</p>	<p>無線システム普及支援事業費等補助金(福島原発避難区域における地上デジタル放送視聴環境整備) ＜令和元年度当初予算＞374百万円【一般会計】</p>	<p>福島原発避難区域においては、地上放送のデジタル化に伴い、新たに難視となる世帯等に対する恒久対策を引き続き実施する。</p>	<p>地上デジタル放送の受信環境の整備が実現され、被災者の暮らしの再生につながる。</p>
<p>(iii 関連) 災害対策用移動通信機器の配備</p>	<p>総務省</p>	<p>非常災害時において、携帯電話等の通信ネットワークが途絶した場合、通信手段を確保するため、地方公共団体等からの要望を踏まえ、災害対策用移動通信機器を貸与。</p>	<p>災害対策用移動通信機器の維持管理の実施や、災害時において迅速な貸与を可能とする体制を確保する。また、地方公共団体等に、これら機器を迅速に搬送・貸与できるよう、引き続き関係機関との間で搬入訓練を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>災害対策用移動通信機器の維持管理及び機器更改を実施するとともに、災害時において迅速な貸与を可能とする体制を確保する。</p>	<p>非常災害発生時に地方公共団体の情報通信手段が確保されることにより、初期の被災情報の収集や応急復旧活動の迅速・円滑な遂行を可能とする。</p>
<p>(iii 関連) 災害対策用移動電源車の運用</p>	<p>総務省</p>	<p>○ 災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車7台及び中型移動電源車3台)を配備。 ○ 東北総合通信局から南三陸町へ小型移動電源車1台を貸与。</p>	<p>○ 地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。</p>	<p>—</p>	<p>○ 地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。</p>	<p>○ 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。</p>

<p>(iv 関連) 被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について</p>	<p>総務省</p>	<p>○財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成18年)し、地方公共団体に無償で提供。東日本大震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施また、23年度第1次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者支援システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。 ○平成23年度に、被災自治体からの要望等を踏まえ、被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保に係る取組を支援する補助金を創設。平成26年度までに、21事業に対して補助金の交付を行い、事業を実施。</p>	<p>平成26年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成26年度で事業終了</p>	<p>平成26年度で事業終了</p>
<p>(iv 関連) 内外への正確な情報発信</p>	<p>総務省</p>	<p>「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、地方の放送局や番組制作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同制作・発信する取組を実施。共同制作番組を15本制作し、アジア諸国で放送。 また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同制作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。 ①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本制作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。 ②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同制作し、海外での放送を実施。</p>	<p>平成24年度までで事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成24年度までで事業終了</p>	<p>日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される(平成24年度までで事業終了)</p>

<p>(iii 関連) 情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進</p>	<p>総務省</p>	<p>(情報通信技術の利活用促進について) ○ 行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、平成23年度第3次補正予算により、被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。平成25年度には、地方公共団体における自治体クラウド導入の取組を加速させるため、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定し、地方公共団体に通知するとともに、公表を行った。</p>	<p>(情報通信技術の利活用促進について) ○ 自治体クラウドの全国展開を推進するため、自治体クラウドの導入に対する地財措置を講じるとともに、自治体の取組の障害となる事柄について調査研究等を実施することにより、自治体クラウドの活用を引き続き推進。なお、平成23年度から行っている地財措置については、平成26～30年度の間、対象経費の拡充を行う。</p>	<p>—</p>	<p>(情報通信技術の利活用促進について) ○ 自治体クラウドの活用を引き続き推進。</p>	<p>(情報通信技術の利活用促進について) ○ 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。</p>
<p>(iii 関連)災害時にも通信手段の確保を可能とする通信衛星</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 東日本大震災時には、地上通信網が被災し、通信途絶による避難・救助等の遅延、被災下でのインターネット環境の喪失等が発生した。被災地からの要望により、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」と超高速インターネット衛星「きずな」による岩手県及び宮城県の自治体への衛星通信回線の提供を行い、インターネット接続による住民の安否情報確認、自治体の医療チームや海上保安庁による関係者との情報共有や地図情報確認、IP電話やハイビジョンテレビ会議による情報共有に活用された。平成29年度は、引き続き「きずな」を用いて、地方自治体や日本医師会、災害医療センター等と連携して、大規模災害時を想定した情報共有等の実証実験を実施した。また、災害時等におけるより確実な通信の確保に留意しつつ、通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上を図ることを目指し、総務省と連携して、技術試験衛星9号機の開発を継続した。</p>	<p>○ 災害時等の確実な通信確保に留意し、通信技術及び国際競争力向上を目指して、総務省と連携して、技術試験衛星9号機の開発を継続。</p>	<p>・技術試験衛星9号機 <令和元年度予算:1,274百万円※> ※国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部</p>	<p>○ 防災関係機関の横断的な情報共有につながる衛星通信ネットワークの機能強化に資する取組として、総務省と連携し、技術試験衛星9号機について令和3年度の打上げを目指して開発を進める。</p>	<p>○ 技術試験衛星9号機を開発することで、災害時等における通信のより確実な確保、並びに通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上が期待される。</p>

<p>(xii関連) 災害を想定したサプライチェーン対策</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度は、東北地域で、災害時にも機能する物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の開催等を支援。災害に強い食品流通に向けた方向性を作成。(会議3回、意見交換1回、ヒアリング21企業団体) ○ 平成23～24年度は、食料物流拠点の機能強化を図るため、被災した9施設(岩手県2施設、宮城県5施設、福島県2施設)の新設・増改築等を支援。 ○ 平成24年度は、被災地に対する他地域からのバックアップ体制のあり方等、災害時に機能する食品のサプライチェーン構築に向けた検討を支援。(協議会4回開催、ヒアリング26社、意見交換1回開催) ○ 平成25～26年度は、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域で、震災時にも機能する食品サプライチェーンの構築や実証を支援。災害時の連携・協力のマニュアルやひな形、ガイドライン等を作成。(25年度:会議3回、実証3地区、26年度:会議3回、実証2地区) ○ 平成27～28年度は、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時の円滑な食料供給の維持、物流の早期回復のため、食品関連事業者等による連携・協力体制構築を目的とした、協議会の開催、食料産業ハザードマップ作成、普及・啓発のセミナー、マッチングを支援。(27年度:5会場(東京、静岡、愛知、大阪、高知)でセミナー、マッチングを実施し120名が参加、28年度:5会場(東京、静岡、愛知、高知、宮崎)でセミナー、マッチングを実施し105名が参加) ○ 平成29年度は、食品産業事業者団体等を通じ、災害時の連携・協力体制構築割合等を把握することを目的として、全国を対象としたアンケート調査を実施。 ○ 平成30年度は食品産業事業者団体や食品産業事業者との災害に関する会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築の必要性について、意見交換を実施すると共に、今後起こりうる災害に備え、更なる連携・協力体制について相互に確認を行った。</p>	<p>○ 平成30年度に発生した複数の災害での経験を踏まえ、引き続き食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築及びBCP策定の普及に努める。</p>	<p>-</p>	<p>○ 引き続き食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築及びBCP策定の普及に努める。</p>	<p>○ 事業継続計画の策定又は見直しの検討、あるいは食品産業事業者間の連携についての取決めの締結又は検討を行った事業者数の増加。 ○ 災害時にも円滑な食料供給を維持するための食品産業事業者間の連携・協力体制構築割合の増加。</p>
<p>(ii関連) 被災地域における公共交通の確保・維持</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○ 平成23年度より、東日本大震災の被災地域における住民の日常生活の足となる生活交通を支えるため、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、被災地特有の事情も勘案しつつ、輸送量等の補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより、路線バス等の運行を支援。 ○ 平成30年度においては、被災地域の幹線バス交通については、被災3県の6事業者に対して、被災地域の市町村における生活交通については、19市町村に対して、着実な支援を実施。</p>	<p>○ 引き続き、被災地域の幹線バス交通及び市町村における生活交通の適切な確保・維持を図る。 (地域公共交通確保維持改善事業) http://www.mlit.go.jp/sogo/seisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</p>	<p>・地域公共交通確保維持改善事業:926百万円【復興特会】</p>	<p>○ 被災地域の幹線バス交通及び市町村における生活交通の確保・維持は、重要な課題であるため、今後とも被災地域のニーズを踏まえつつ、復興まちづくりの進展後の住民の足の確保に向けて、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持等に資する取組を支援。</p>	<p>○ 被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の維持率・・・平成23年度～令和2年度:100%(被災地域地域間幹線系統確保維持事業) ○ 公共交通を必要としている仮設住宅で、半径1km以内にバス停が設置されている仮設住宅の比率(=公共交通カバー率)・・・平成25年度～令和2年度:100%(特定被災地域公共交通調査事業)</p>

<p>(iiニ〜へ関連) 災害に強い物流システムの構築</p>	<p>国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方ブロックごとに協議会を設置し、支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間物流施設のリストアップ、官民の協力協定の締結・高度化の促進等の取組を実施。 ・「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を作成・公表し、平成28年に発生した熊本地震での教訓を受け、同ハンドブックを見直し、物流事業者等関係者に周知。 ・「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」等を物流事業者等関係者に対して周知。 ・地方ブロックにおいてリストアップした民間物流施設に係る施設情報の整理及び関係者間における情報の共有化を実施。 ・地方自治体及び物流事業者の担当職員等を対象に「災害物流研修」を実施。 ・ラストマイルを含めた円滑な支援物資輸送の構築に向けて、有識者や物流事業者等関係者による検討会を実施して、地方公共団体向け「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を作成し、地方公共団体に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックにおいて民間物資拠点のリストアップの拡充、官民の協力協定の高度化等の促進。 ・地方公共団体等と連携して「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を活用した実動訓練等を実施するとともに、その成果の横展開等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い物流システム構築事業：13百万円【一般会計】(令和元年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き協議会による連携体制を維持するとともに、官民の協力協定の高度化等の促進やラストマイルを中心とした訓練等の実施など、円滑な支援物資輸送を実現するための取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官民の協力協定の高度化等の促進や、支援物資輸送の「基本的な考え方」等の地方自治体、物流事業者への普及、ラストマイルを中心とした訓練等を通して、円滑な支援物資輸送体制を確立する。
<p>(iiへ関連) 外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティックスの構築</p>	<p>国土交通省</p>	<p>東日本大震災の発生(平成23年3月)以降、平成31年3月までに以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国の外航海運企業による京浜港の抜港状況等について調査を実施。 ○ 諸外国による航行制限等について調査し、国際機関等とも連携をとり、正確な情報提供を実施。 ○ 日本の外航海運企業等に対し、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 ○ 日本に寄港する外国の外航海運企業に対して、上記同様、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 ○ 今回の震災対応において先駆的な取組みを実施した若しくは実施しようとした外航海運企業等に対し詳細なヒアリングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記取組を包括し、経済安全保障の観点から外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティックスを構築。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記取組を包括し、経済安全保障の観点から外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティックスを構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 類似の大規模災害が発生した際の安定的な国際海上輸送の確保。